資料 1

ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案

髙 橋 弘

このドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 Referentenentwurf は、新 E Uパック旅行指令第 2015/2302 号のドイツへの国内法化を目指すものである。その最上部に編纂状況 Bearbeitungsstand:2016 年 05 月 31 日 14 時 10 分と記入されており、今年秋のドイツ国会に提出することが予定されている。本参事官草案は 116 頁からなるものであるが、今回は $1\sim48$ 頁の部分を仮訳し、 $49\sim116$ 頁(立法理由)については、別の機会に発表したい。

なお、「旅行法規定の第1改正法」とは、1994年6月24日に公布され、同年7月1日に施行された「パック旅行に関する1990年6月13日のEC閣僚理事会指令の施行のための法律(BGBI. I, 1322)」をいい(その内容及び立法理由と対案理由については、高橋弘、広島法学24巻2号~4号(2000.11~2001.3)参照)、「旅行法規定の第2改正法」とは、2002年1月1日に施行された「債務法現代化法」の制定作業と連動して、2001年7月23日に公布され、旅行契約に関する関連法令、すなわち、民法、民法施行法、旅行主催者の情報提供義務に関する命令及び営業法の関連規定が改正され、原則として同年9月1日に施行された「2001年7月23日の旅行規定の第2改正法(BGBI. I, S. 1658)」をいう(それについては、高橋弘、広島法学26巻1号183頁以下(2002.6)参照)。

また、以下の民法第 651s 条及び第 651w 条第 3 項、民法施行法第 46c 款及び第 252 款第 1 条乃至第 3 条の規定に出てくる、「欧州経済地域(Europaeischer Wirtschaftsraum, EWR, European Economic Area, EEA)」は、欧州自由貿易連合

101 - ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案(髙橋) EFTA 加盟国が EC/EU に加盟することなく EC/EU の単一市場に参加できるよ うに設置された枠組みである。(1993年11月にマーストリヒト条約の発効に より、ECはEUに移行した。) 1994年1月にEUと個々のEFTA 加盟国が、 EEA を発足させた。EUの立法には関わらない(参加しない)が、原則的に EUの法規制を受ける。現在、EU加盟国 28 カ国とスイスを除く EFTA 加盟 国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) 3カ国が EEA の構成 国である(EEA協定第128条は、EUに新規加盟する国は、EEAにも加盟し なければならないと規定しており、このため、2004年5月1日以降にEUに 加盟した13カ国はEEAにも加盟している)。したがって「EU加盟国以外の 欧州経済地域協定の締約国」にはアイスランド、リヒテンシュタイン、ノル ウェーが該当し、「他の欧州経済地域協定締約国」には、ドイツを除くEU加 盟国のほか、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーが該当する。 なお、スイスは、EFTA 加盟国であるが、1992 年 12 月 6 日の国民投票で EEA 協定の締結が否決され、EEA には加盟していない。また、イギリスは、 1960年に創設された EFTA 7カ国の盟主であったが、1973年にECに加盟し、 2016年6月23日にEU離脱を国民投票で決定した。(EFTA、EEA 及びEEA 協定について、詳しくは、岡村堯『ヨーロッパ法』(三省堂、2001)35頁以下、 690 頁以下、最近については、Wikipedia などインターネット情報も参照)。

「イギリスのEU離脱の国民投票後、旅行法研究者や休暇旅行者のみが唖然として目をこすっているだけでなく、EU離脱支持者も今後の進むべきプランを有していない。EU基本条約(リスボン条約)第50条の規定によりロンドンから正式の離脱通告がなされるまでは、EU法上は今まで通りである。正式な離脱通告がなされてから2年の期間が作動し、この期間内に離脱の個々の点についての協定が施行されなければならない。協定ができたとき、又は、全EU加盟国により一致して期間の延長が認められないときは、EU法は自動的に適用されなくなる。個々の市場自由の『良いとこ取りRosinenpicken』はあてにできない。そうなると、ロンドンは、場合によっては、

その全法秩序を新たに編成しなければならない。それゆえ、休暇旅行者は、明日にでも変更されるかのようなパニックに陥るべきではない。」(Reiserecht - Prof. Dr. Ernst Fuehrich Newsletter Juli 2016 (2016/08/01), S.1)

さらに、従来の法律を改正する法律、例えばドイツ民法施行法の「Artikel 250 § (Paragraph) 1」は、「第 250 款第 1 条」とした(山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』(大学書林、1993) 46 頁 (Artikel の②) 参照)。

ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案

A. 問題と目的

パック旅行及びリンクされた旅行給付に関する、EG規則第2006/2004号及びEU指令第2011/83号の改正に関する、並びに、閣僚理事会指令第90/314号の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2015/2302号(ABI.L326vom 11.12.2015 S.1、以下では指令という)は、その第28条第1項の規定において、指令を実行するためにEU加盟各国に、2018年1月1日までに必要な法規定及び行政規定を公布し公示することを義務づけている。指令第28条第2項の規定により、新しい法は、2018年7月1日から適用されなければならない。

とりわけ、パック旅行に関する 1990 年 6 月 13 日の閣僚理事会の EWG 指令第 90/314 号(ABI. L 158 vom 23.6.1990 S.59)は、本指令によって取り換えられる。さらに、以下のものが、改正される

- 消費者保護法律の実施を管轄する各国の国内官庁間の協力に関する欧州 議会及び閣僚理事会のEG規則第2006/2004号((ABI. L 364 vom 9.12.2004 S.1)、及び
- 消費者の諸権利に関する、閣僚理事会のEWG指令第93/13号及び欧州 議会及び閣僚理事会のEG指令第1999/44号の改正に関する、並びに、

99 - ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案(髙橋)

閣僚理事会のEWG指令第85/577号及び欧州議会及び閣僚理事会のEG指令第97/7号の廃止に関する、2011年10月25日の欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2011/83号、いわゆる消費者諸権利指令。

指令の目的は、まず、旅行市場の発展に法的枠組みを適合させ、かつ、規制の欠缺を埋めることである。とりわけ、従来部分的にしか認識されていなかったインターネットを介しての旅行の予約のための規定も創設されなければならない。改正は、高度の消費者保護水準に寄与し、かつ、法規定の同一化によって、域内市場のために、障害が除去されなければならない。

指令は、より厳しい又は厳しさの足りない規定を定めることを原則として加盟各国に許さない完全調和化の試みにとって有利な結果となるように、その先行指令の最小調和化の試みから解放されている。しかし、指令は、旅行者のために異なる保護水準を保証する規定を取り入れたり又は留保する立法的余地を、加盟各国に委ねている。

B. 解決

指令の国内法化は、とりわけ民法の改正を要求している。その際に、第2編第8章第9節における旅行契約に関する款は、新たな名称となりかつ完全に新しく法文化される。新しい条項を追加されたパック旅行に関する規定と並んで、とりわけ、指令の当該規定を国内法化するために、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介に関する規定が、新たに取り入れられた。

さらに、とりわけ旅行法上の情報提供義務並びに新たに導入された中央連絡機関に関する規定に関して、民法施行法における改正が行われている。その上、指令によって定められた方式用紙のためのひな形が、添付 Anlage として添えられた。最後に、差止訴訟法、営業法及び代金表示命令における必要な調整が行われている。

C. 対案

なし

D. 履行費用を含めない予算支出

なし

E. 履行費用

E1. 市民についての履行費用

市民につき、市民がパック旅行を第三者に委託したい諸事例の新たな方式要求により、全部で2,438 時間かつ58,500 ユーロまでの規模と査定される年間の履行費用が、生ずる(1事例毎に5分かつ2ユーロまで)。

E2. 経済についての履行費用

該当する事業者につき、新たな情報提供義務により、1回限りの切り替え 費用 Umstellungsaufwand が全部で約365,165 ユーロ生ずる。給付提供者も算 入されうる旅行給付の仲介人については、新たな切り替え費用は、現在、査 定できない。

旅行主催者については、更に新たな証明義務により、経常的な年間履行費用は約20,670ユーロ生ずる。このほかに、特別な状況において(場合によっては、回避不能な異常事態の場合に旅行主催者に、場合によっては、第三国の旅行主催者の場合に旅行仲介人に)、及び、事業者が将来初めて倒産担保義務を負うときには、経常的な履行費用が生ずる。旅行仲介人には瑕疵通知の受付けにより、及び、給付提供者には、リンクされた旅行給付の仲介人に対する通知義務により、追加的な経常的履行費用が生ずる。この点では、経常的な履行費用は、現在、査定できない。

生ずる履行費用は、指令の1:1の国内法化により条件付けられており、「あるものは入れ、あるものは出す one in, one out」ルールの適用範囲には入らない。

情報提供義務からの官僚機構費用 Buerokratiekosten

新しい情報提供義務により、現在なお最終的ではないが、年間約20,670ユーロを含めて約365,165ユーロ(切り替え費用)が査定されている当該事業者につき、履行費用が生ずる。

E3. 行政の履行費用

97 - ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案(髙橋)

連邦には、中央連絡機関の開設及び活動により、毎年約248,704ユーロの 人件費が生ずる。ラントに生じる費用は、後で追加される。

F. その他の費用

市民は、法律に挙げられたその他の要件の下での旅行主催者の相応な留保の場合には、将来は、従来(旅行代金の5%まで)よりも高い(旅行代金の8%までの)代金変更を引き受けなければならない。

年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案

月次

第1条 民法典の改正

「第4款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介 第651a条~第651z条」(この部分は、本誌別稿の資料2参照)

第2条 民法施行法の改正

「第7節 欧州連合の国際私法上の規定の遵守及び国内法化に関する特別規定」

「第2款 消費者保護における国際私法上の規定の国内法化」

「第 46c 款 パック旅行とリンクされた旅行給付」

「第3款 EG規則第593/2008号の施行|

「第4款 EU規則第1259/2010号の施行」

「第 229 款

第(公布の際に直ぐ後の数字が入れられる)条 第3旅行法規定改正法に関する経過規定|

「第238款 顧客の金銭防護者の通知義務」

「第250款 パック旅行契約の場合の情報提供義務

- 第1条 契約前の情報提供の方式と時点
- 第2条 契約前の情報提供の方式用紙
- 第3条 契約前の情報提供の場合のその他の記載事項
- 第4条 民法第651c条の規定の場合における契約前の情報提供
- 第5条 契約の方式
- 第6条 契約の写し又は確認書
- 第7条 旅行必要書類、旅行開始前の情報提供
- 第8条 他の事業者への通知義務及び民法第651c条の規定の場合における契約締結後の旅行者への情報提供
- 第9条 外国学校滞在に関する契約の場合のその他の情報提供義務
- 第10条 著しい契約変更の場合の情報提供」 「第251 款 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務
- 第1条 情報提供の形式と時点
- 第2条 旅行者の情報提供のための定式用紙 |

「第252款 中央連絡機関

第1条 中央連絡機関。倒産担保に関する諸情報

第2条 発送要請

第3条 詳細要請」

民法施行法改正案の付録(この部分は、本誌別稿の資料3参照)

第3条 差止訴訟法の改正

第4条 営業法の改正

第147b条 パック旅行及びリンクされた旅行給付の対価の禁止された受領」

第5条 代金表示命令の改正

第6条 施行、失効

連邦議会は、以下の法律を決議した。すなわち、

第1条 民法典の改正

[建設契約法の改正及び売買法上の瑕疵責任の改正に関する法律草案 (BT Drs. 18/8486) 第1条の規定]により、前回改正された、2002年1月2日の公示の法文における民法典は、以下のように改正される。すなわち、

1. 目次において、第2編第8章第9節第4款の表記は、以下のように表現される。すなわち、

「第4款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介」

- 2. 第312条の規定は、以下のように改正される。すなわち、
 - a) 第2項第4号の規定は、削られる。
 - b) 以下の第7項の規定が、追加される。すなわち、
 - 「(7) 本款の第1章及び第2章の規定から、第651a条及び第651c条の規定によるパック旅行契約には、第312a条第1項及び第3項乃至第6項の規定のみが適用される。第651a条の規定によるパック旅行契約には、第312g条第2項第2文の規定の場合に、第312g条第1項の規定も適用される。第1文に挙げられた規定は、第1項と異なり、パック旅行契約が第310条第3項の規定の意味における消費者契約でないときにも、適用可能である。」
- 3. 第312g条第2項第2文の規定において、「旅行給付に関する契約」とい

- 95 ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案(髙橋) う文言は「パック旅行契約 | という文言に取り換えられる。
- 4. 第2編第8章第9節第4款は、以下のように表現される。すなわち、

「第4款 パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介 第651a条~第651z条」(この部分は、本誌別稿の資料2参照)

第2条 民法施行法の改正

[建設契約法の改正及び売買法上の瑕疵責任の改正に関する法律草案 (BT-Drs. 18/8486) 第2条の規定] により、前回改正された、1994年9月21日の公示の法文における民法施行法 (BGB1. I S.2494; 1997 I S. 1061) は、次のように改正される。すなわち、

1. 第1編第2章第7節の見出しは、次のようになる。

「第7節 欧州連合の国際私法上の規定の施行及び国内法化に関する 特別規定 |

2. 第1編第2章第7節第2款の見出しは、次のようになる。

「第2款 消費者保護における国際私法上の規定の国内法化」

3. 第 46b 款の規定の後に、以下の第 46c 款の規定が挿入される。

「第 46c 款 パック旅行とリンクされた旅行給付

- (1)パック旅行主催者が、契約締結の時点で営業法第4条第3項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、
 - 1. パック旅行主催者が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定 締約国の1つで、パック旅行契約を締結し、又は、これらの国家の1 つでこのような契約を締結することを申し出ている場合に、又は、
 - 2. パック旅行主催者が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定 締約国の1つで、第1号の規定の意味におけるその活動を実施してい る場合に、
 - この活動領域において契約が生ずるときは、パック旅行及びリンクされた

旅行給付に関する、EG規則第2006/2004 号及び指令第2011/83/EU号の改正に関する、並びに、閣僚理事会指令第90/314号の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第2015/2302号(ABI.L326 vom 11.12.2015 S.1)の第17条の規定の国内法化に関して、第1号又は第2号の規定に挙げられている国が公布した実体法規定が、適用される。

- (2) リンクされた旅行給付の仲介人が、契約締結の時点で営業法第4条第3 項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経 済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、
 - 1. 彼が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、 リンクされた旅行給付を仲介し又はそこで仲介に関して申し出ている 場合に、又は、
 - 2. 彼が、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定締約国の1つで、 その仲介活動を実施している場合に、

この活動領域において契約が生ずるときは、EU指令第2015/2302号の第17条の規定に関連して第19条第1項の、及び、第19条第3項の規定の国内法化に関して、第1号又第2号の規定に挙げられている国が公布した実体法規定が、適用される。

- (3) リンクされた旅行給付の仲介人が、第251 款第1条の規定により基準となる時点で、営業法第4条第3項の規定の意味におけるその居住地を、EU加盟国の1つにも他の欧州経済地域協定締約国の1つにも有さず、かつ、EU加盟国の1つで又は他の欧州経済地域協定の締約国の1つでその仲介活動を実施している場合に、この活動領域において予定された契約が生ずるときは、EU指令第2015/2302号の第19条第2項及び第3項の規定の国内法化に関して、仲介活動が実施された国が公布した実体法規定が、適用される。
- 4. 新しい第46c款の規定の後に、以下の第3款の見出しが挿入される。

「第3款 EG規則第593/2008号の施行」

- 93 ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案 (髙橋)
- 5. 従来の第46c款は第46d款となる。
- 6. 従来の第3款の見出しは、以下のようにされる。

「第4款 EU規則第1259/2010号の施行」

- 7. 従来の第 46d 款は第 46e 款となる。
- 8. 第229 款の規定には、以下の(公布の際に直ぐ後の数字が入れられる) 条が付加される

「第(公布の際に直ぐ後の数字が入れられる)条 第3旅行法規定改正 法に関する経過規定

2018年6月30日までに締結された旅行契約には、2018年6月30日まで 適用される法文での本法、民法、民法情報提供義務命令、差止訴訟法、 営業法及び代金表示命令の規定が、更に適用される。|

9. 第238款の規定は、以下のように法文化される。すなわち、

「第238款 顧客の金銭防護者の通知義務

顧客の金銭防護者(民法第651r条第3項)は、顧客の金銭防護契約の終了を管轄官庁に遅滞なく通知する義務を負う。|

10. 以下の第250款乃至第252款の規定が追加される。すなわち、

「第 250 款 パック旅行契約の場合の情報提供義務

第1条 契約前の情報提供の方式と時点

- (1) 民法第651d条第1項及び第5項並びに第651w条第1項の規定による 旅行者の情報提供は、旅行者がその契約の意思表示をなす前に、なされな ければならない。情報は明確に分かりやすく通知されなけれならない。情 報は書面で与えられ、読みやすいものでなければならない。
- (2)契約前の情報の変更は、旅行者に契約締結前に明確に分かりやすく通知されなければならない。

第2条 契約前の情報提供の方式用紙

(1)添付第11に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が旅行者に提供されなければならない。

- (2)以下の契約には、添付11に含まれているひな形による方式用紙に代えて、 添付12に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が、使用 されなければならない
 - 1. 旅行代金が75ユーロを超えるときに、日帰り旅行 (Tagesreisen、民法 第651a条第5項第2号) に関する諸契約、
 - 2. 民法第651u条の規定による諸契約、
 - 3. 民法第651v条の規定による諸契約。
- (3) パック旅行が電話により締結されなければならないときには、その時々 の方式用紙からの情報は、第1項及び第2項の規定とは異なり、電話に よっても提供されうる。

第3条 契約前の情報提供の場合のその他の記載事項

- 1. 旅行給付の本質的な性質
 - a) 目的地、又は、パック旅行が多くの目的地を含んでいるときは、個々の目的地並びに個々の期間(日付記載及び宿泊数)、
 - b) 旅行ルート、
 - c) 運送手段(特徴及び等級)、
 - d) 出発及び帰着の場所及び日時、正確な時間表示がなおできないと きは、出発及び帰着のおおよその時間、さらに、中継地の場所及 び継続時間並びに間に合う接続便、
 - e) 宿泊(場所、主たる特徴及び、場合によってはその時々の目的地 国の規定による観光旅行上の格付け)、
 - f) 食事、
 - g) 見学、遠足又はその他の旅行代金に含まれている給付、
 - h) 脈絡から判明しないときに、団体の一員としての旅行者のために 旅行給付の一つが提供されるかどうかの記載、及び、この場合には、 可能ならば、おおまかな団体員数の記載、
 - i) 旅行者によるその他の観光旅行給付の利用が有効な口頭のコミュニ

- 91 ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案(髙橋) ケーションにかかっているときに、この給付が提供される言語、及び
 - j) パック旅行が一般に移動に制限のある人々にふさわしいかどうか の記載、及び、旅行者の請求により旅行者の要求を考慮したその 適性に関する正確な情報、
 - 2. 旅行主催者の商号又は氏名、彼が居住している土地の住所、電話番号 及び場合によってはEメールアドレス;これらの記載事項は、場合に よっては旅行仲介人についても与えられるべきである、
 - 3. 税金を含むパック旅行の総代金、並びに、場合によってはあらゆる追加料金、対価及びその他の費用、又は、これらの費用が契約の締結前に決められていないときは、旅行者が事情によりなお負担しなければならない増加費用の種類の記載、
 - 4. 前払金として給付されるべき代金の額もしくはパーセンテージ、及び、 残代金の支払についての日程表、又は、旅行者による金銭上の担保の 提供も含めた、支払の方式、
 - 5. パック旅行の実施に必要な最少参加人数、及び、民法第651h条第4項 第1文第1号の規定による旅行主催者の解除の意思表示が契約上合意 された旅行開始前の遅くともいつの時点までに到達しなければならな いか、についての記載、
 - 6. ビザの取得及び衛生警察上の手続に要するおおよその期間を含めた、 目的地国のパスポート及びビザの一般的要件、
 - 7. 旅行者は、パック旅行の開始前に相当な補償金の、又は、場合によっては旅行主催者が請求する包括補償金の、支払いと引き換えにいつでも契約を解除できる旨の指摘、
 - 8. 旅行解除費用保険についての、又は、傷害、疾病もしくは死亡の場合の帰路運送を含む援助の費用をカバーする保険についての、指摘。

第4条 民法第651c条の規定の場合における契約前の情報提供

民法第651c条の規定によるパック旅行契約については、第2条の規定と異

なり、添付11に含まれているひな形による方式用紙に代えて、添付13に含まれているひな形により適切に記入された方式用紙が、使用されなければならない。第3条の規定による情報提供につき、以下の者は、以下のことに関して義務を負う

- 1. 旅行主催者として記入された事業者は、彼が提供すべき旅行給付に関してのみ、
- 2. 民法第651c条第1項第2号の規定によりデータが伝送されるあらゆる その他の事業者は、彼から提供される旅行給付に関して。

第5条 契約の方式

パック旅行契約は、平明な分かりやすい言葉で作成されなければならず、かつ、それが書面で締結されるときは、読みやすくなければならない。

第6条 契約の写し又は確認書

- (1)契約の写し又は確認書が、契約締結の際に又は契約締結後遅滞なく、持 続的記録媒体で、旅行者に提供されなければならない。契約が以下の場合 には、旅行者は、書面形式での契約の写し又は確認書の請求権を有する
 - 1. 契約当事者の同時同席でなされたとき、又は
 - 2. 事務所の外でなされたとき(民法第312b条)。旅行者が同意するときは、 契約の写し又は確認書につき、他の持続的記録媒体も使用できる。
- (2) 契約の写し又は確認書は、明確で分かりやすく完全な契約内容を再現しなけれならず、かつ、第3条に挙げられた情報以外に以下の記載事項が含まれていなければならない
 - 1. 旅行主催者が同意した旅行者の特典、
 - 2. 以下のことの指摘
 - a) 旅行主催者が、契約に含まれているあらゆる契約給付の取り決め 通りの提供につき責任を負うこと、及び
 - b) 旅行者が困難に遭遇しているときに、旅行主催者が、民法第651q 条の規定により援助をなす義務を負うこと、

- 89 ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案 (髙橋)
 - 3. 顧客の金銭防護者の名前及び顧客の金銭防護者が居住する土地の住所を含むその連絡データ;民法第651s条の規定の場合に倒産保護を提供する組織に関連して、及び、場合によっては管轄官庁に関連して、これらの記載事項が与えられなければならない、
 - 4. 旅行者が以下の場合に、急いで旅行主催者と連絡を開始するために、 旅行者が相談できる旅行主催者の現地の代理人、連絡機関又はその他 のサービス機関の名前、住所、電話番号、Eメールアドレス、及び、 場合によってはファックス番号
 - a) 民法第651q条の規定による援助を必要としているとき、又は
 - b) 発生した旅行の瑕疵を通知しようとするとき、
 - 5. 発生した旅行の瑕疵を旅行主催者に通知すべき旅行者の義務 Obligenheit の指摘、
 - 6. 両親の一方又はその他の権限のある者の同伴なしに旅行する未成年者 の場合には、未成年者又はその滞在地で未成年者のために責任を負う 者への直接の連絡が確立されうる方法に関する記載事項。契約が未成 年者の宿泊を含まないときは、これは適用されない、
 - 7. 以下のことに関する情報
 - a) 既存の国内の苦情処理手続きに関する、
 - b) 消費者紛争解決法第36条の規定により選択的な紛争処理手続きへの参加に関する、及び
 - c) 消費者法上の紛争のオンライン解決に関する、E G 規則第 2006/2004 号及びE G 指令第 2009/22 号の改正に関する、2013 年 5 月 21 日の欧州議会及び閣僚理事会のE U 規則第 524/2013 号 (ABI. L 165 vom 18.6.2013, S.1) の第 14 条の規定によるオンライン紛争解決プラットフォームに関する、
 - 8. 民法第651e条の規定により他の旅行者に契約を譲渡する旅行者の権利 に関する指摘。

第7条 旅行必要書類、旅行開始前の情報提供

- (1) 旅行主催者は、旅行開始前に適時に旅行者に、必要な旅行書類、とりわけ必要な予約証明となるもの、引換券、運送証明書及び入場券を引き渡さなければならない。
- (2) 旅行主催者は、旅行開始前に適時に旅行者に、出発時間及び到着時間並びに運送前のチェックイン、中継地の場所及び期間並びに中継地で連絡の取れる接続便に関して情報を提供しなければならない。これらの情報が、第6条の規定により旅行者に提供された契約の写し又は確認書の中に、又は第8条第2項の規定による旅行者の情報の中に、含まれており、かつ、その間に何らの変更も生じていなかったときは、第1文の規定による特別な通知は、必要ではない。

第8条 他の事業者への通知義務及び民法第651c条の規定の場合における 契約締結後の旅行者への情報提供

- (1) 民法第651c条第1項第2号の規定によりデータが伝送される事業者が、 1つの旅行給付に関する契約を旅行者と締結するときは、彼は、旅行主催 者と見なされる事業者に、契約締結の事由について情報提供し、かつ、彼 から提供される旅行給付に関して旅行主催者としての義務の履行のため に必要な情報を提供しなければならない。
- (2) 旅行主催者と見なされる事業者は、第1項の規定により他の事業者から 契約締結の事由に関して情報提供されたらすぐに、旅行者に第6条第2項 第1号乃至第8号の規定に挙げられている事項を明確に分かりやすく持 続的記録媒体で提供しなければならない。

第9条 外国学校滞在に関する契約の場合のその他の情報提供義務

旅行主催者は、第6条第2項の規定に定められている事項以外に、旅行者 に以下の情報を与えなければならない

1. 生徒が宿泊する受け入れ家庭の氏名、住所、電話番号及び場合によってはEメールアドレス、それらの変更を含む、

- 87 ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案(髙橋)
 - 2. 瑕疵除去も請求されうる受け入れ国における相談相手の氏名と連絡のとれる方法、及び
 - 3. 生徒の瑕疵除去請求及び旅行主催者がとる措置。

第10条 著しい契約変更の場合の情報提供

旅行主催者が民法第651g条第1項の規定により契約変更をするつもりであるときは、彼は、旅行者に遅滞なく持続的記録媒体で明確に分かりやすく以下のことについて情報提供しなければならない

- 1. 提案された契約の変更、その理由、並びに
 - a) 旅行代金の引き上げの場合には、その算定について、
 - b) その他の契約の変更の場合には、民法第651g条第3項第2文の規 定による旅行代金へのこの変更の影響について、
- 2. それ以内の期間中に、旅行者が補償金の支払なしに契約を解除しうる 又は契約変更の申し出を受け入れることができる期間、
- 3. 旅行者が期間内に意思表示をしないときに、契約の変更に関する申し 出が承認されたものと見なされる事由、及び
- 4. 場合によっては代わりに提供されるパック旅行及びその旅行代金。|

「第 251 款 リンクされた旅行給付の仲介の場合の情報提供義務 第 1 条 情報提供の形式と時点

その成立がリンクされた旅行給付の仲介の発生を生ずる旅行給付に関する 契約について契約の意思表示を旅行者がなす前に、民法第651x条第2項の規 定による旅行者への情報提供が行われなければならない。

第2条 旅行者の情報提供のための定式用紙

添付 14 乃至 17 に含まれているひな形により、適切に記入された方式用紙が旅行者に提供されなければならない、しかも

1. リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が運送契約を締結した運送人である場合に、

- a) 仲介が民法第 651x 条第 1 項第 1 文第 1 号の規定によって行われる ときは、添付 14 におけるひな形による方式用紙が、
- b) 仲介が民法第 651x 条第 1 項第 1 文第 2 号の規定によって行われる ときは、添付 15 におけるひな形による方式用紙が、
- 2. リンクされた旅行給付の仲介人が、旅行者が運送契約を締結した運送人ではない場合に、
 - a) 仲介が民法第651x条第1項第1文第1号の規定によって行われる ときは、添付16におけるひな形による方式用紙が、
 - b) 仲介が民法第 651x 条第 1 項第 1 文第 2 号の規定によって行われる ときは、添付 17 におけるひな形による方式用紙が。

第1文第1号並びに第2号bの規定の場合に、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介人との同時同席で、リンクされた旅行給付の仲介が行われるときは、リンクされた旅行給付の仲介人は、第1文の規定とは異なり、当該方式用紙に含まれている情報を仲介状況に適合した方法で提供しなければならない。リンクされた旅行給付の仲介が、旅行者とリンクされた旅行給付の仲介人との同時同席でもなく、オンラインでもなく、行われるときは、同様のことが当てはまる。」

「第252款 中央連絡機関

第1条 中央連絡機関。倒産担保に関する諸情報

- (1) E U指令第 2015/2302 号第 18 条第 2 項乃至第 4 項の規定による中央連 絡機関の任務を、連邦司法官庁 Bundesamt fuer Justiz が、引き受ける。
- (2) 連邦司法官庁は、他のEU加盟諸国又はEU加盟国以外の欧州経済地域協定締約国の中央連絡機関に、倒産担保に関する旅行主催者及びリンクされた旅行給付の仲介人の義務についての法律上の要求(民法第651r条乃至第651t条、第651x条第3項)に関するあらゆる必要な情報を提供する。

第2条 発送要請

85 - ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案(髙橋)

連邦司法官庁は、他のEU加盟国の1つに又は他の欧州経済地域協定締約国の1つに住所を有する旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人が、倒産担保についてのその義務(民法第651s条、第651x条第3項)を履行したかどうか、という疑問の明確化に関する管轄官庁の情報要請を、居住国の中央連絡機関に転送する。

第3条 詳細要請

- (1) 連邦司法官庁は、国内に住所を有する旅行主催者又はリンクされた旅行給付の仲介人が、倒産担保についてのその義務(民法第651s条、第651x条第3項)を履行したかどうか、という疑問の明確化に関する他のE U加盟諸国の又はE U加盟国以外の欧州経済地域協定締約国の中央連絡機関の情報要請を、遅滞なく管轄官庁に転送する。
- (2) 管轄官庁は、遅滞なく明確化に必要な措置を取り、かつ、連邦司法官 庁に報告する。連邦司法官庁は、管轄官庁の報告を遅滞なく他の国の中央 連絡機関に転送する。
- (3) 要請が到着後15就業日以内に最終的になお回答されえないときは、連邦司法官庁は、他の国の中央連絡機関にこの期間内に最初の回答を与える。」
 - 11. 本法の附録 Anhang の添付 Anlagell 乃至 17 が添えられる。

(この部分は、本誌別稿の資料3参照)

第3条 差止訴訟法の改正

[建設契約法の改正及び売買法上の瑕疵責任の改正に関する法律草案 (BT-DRs. 18/8486) 第3条の規定]により、前回改正された、2002年8月27日の公示の法文における差止訴訟法 (BGBl. IS. 3422, 4346) の第2条第2項第1文第1号gの規定において、「旅行契約」という文言は「パック旅行契約、旅行仲介及びリンクされた旅行給付の仲介」という文言に置き換えられる。

第4条 営業法の改正

2016年3月11日の法律(BGBI. I S. 396) 第10条の規定により、前回改正された、1999年2月22日の公示の法文における営業法(BGBI. I S. 202) の第147b条の規定は、以下のように法文化される

「第 147b 条 パック旅行及びリンクされた旅行給付の対価の禁止された 受領

- (1)以下の民法規定に反して支払を請求し又は受領する者は、秩序違反である
 - 1. 第651t条第1号の規定に反して、第651u条、第651v条第1項第1文 又は第651x条第3項第4文の規定に関連するときも同じ、又は
 - 2. 第651t条第2号の規定に反して、第651u条、第651v条第1項第1文、 第651w条第2項第1文又は第651x条第3項第4文の規定に関連する ときも同じ。
- (2) 秩序違反は、第1項第1号の場合には3万ユーロ以下の過料で、第1項 第2号の場合には5千ユーロ以下の過料で、罰せられる。|

第5条 代金表示命令の改正

2016年3月11日の法律(BGBI.IS.96)の第11条の規定により、前回改正された、2002年10月18日の公示の法文における代金表示命令は、以下のように改正される

- 1. 第1条の規定は、以下のように改正される
 - a) 第5項の規定は、以下のように改正される
 - aa) 第1号の規定において、最後のコンマの後に「又は」という文 言が追加される。
 - bb) 第2号の規定において、「werden」の文言の後にコンマが、及び、「又は」という文言はピリオドによって取り換えられる。
 - cc) 第3号の規定は削る。

- 83 ドイツ連邦司法・消費者保護省の参事官草案 年 月 日の旅行法規定の第3改正法草案 (髙橋)
 - b) 第5項の規定の後に、以下のような第6号の規定が追加される
 - 「(6) 旅行主催者の広告、ウエブサイト又はパンフレットで表示された旅行代金は、第1項第1文の規定とは異なり、民法第651d条第3項第1文及び民法施行法第250款第1条第2項の規定により変更されうる。|
 - c) 従来の第6項の規定は、第7項となる。
 - 2. 第10条第1項の規定は、以下のように改正される
 - a) 第5号の規定において、「6第2文」という表示は「7第2文」という表示によって取り換えられる。
 - b) 第6号の規定において、「第1条第6項第3文」という表示は「第 1条第7項第3文」という文言によって取り換えられる。

第6条 施行、失効

本法は、2018年7月1日に施行する。同時に、最終的に2011年1月17日の法律(BGBI. I S.3002) 第3条の規定により改正された、2002年8月5日の公示の法文における民法情報提供義務命令(BGBI. I S.34) は、失効する。